

平成27年6月19日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社  
代表者名 代表執行役社長 重田 衛  
(コード番号 5103 東証第二部)  
問合せ先 執行役財務総務担当 庄司 友彦  
(TEL. 04-7131-0181)

## (ご 報 告)

### 証券取引等監視委員会から全ての押収物が還付されました -完全に調査が終了いたしました-

当社は、これまで何度かお知らせさせていただいておりましたとおり、平成22年6月8日、証券取引等監視委員会（以下、「監視委」といいます。）により、当社の行った平成20年の第三者割当増資が偽計に当たるとの誤った嫌疑により捜索差押等の強制調査を受けました。当社及び当社関係者は、その誤った嫌疑を晴らすべく、質問調査等の任意調査（以下、上記強制調査と合せて「調査」といいます。）に全面的に協力する旨を表明して参りました。

当該調査に係る押収物が複数回に亘り一部還付されてきたことは、平成23年5月23日、平成23年6月13日、平成23年12月21日と当社のホームページにてご報告してきた通りですが、先日、監視委から全物件を還付するとの連絡がありました。本日、監視委から全ての押収物が還付されましたのでご報告させていただきます。

なお、当社への報告では、当社や当社グループ会社のみではなく、当社の取締役や元取締役などの個人を始め、関係者すべての押収物が還付されたとのことです。還付された物件は、実に段ボール204個に及びます。この膨大な量の物件が、5年間に亘って監視委に留置され続けていたものです。

当社及び当該調査を受けた者は、これまで5年以上に亘って、全面的に調査に協力する姿勢を示しておりました。しかしながら当該調査日から2週間程度の期間以降、監視委から追加の調査や問い合わせ等は一切ありませんでした。そして、今般、当社及び当該調査関係者に対し、すべての押収物が一斉に還付されるに至ったものです。本調査直後、監視委は、「調査の終結宣言はしないものの、押収物件が全て還付された場合には事実上終結したものと受け取ってよい」旨を言明しておりました。そもそも、仮に告訴されて刑事事件となれば、公判において証拠原本を提出する必要があります。その証拠となる押収物を還付することは、上記嫌疑には理由がなく、告訴にいたらないことを示す明らかな証左です。

この全物件の還付により、調査は終結し、当社に対する嫌疑は完全に晴れたものと考えられ、当社の適法性が裏付けられたと確信しております。

還付が行われたのは、①当社の第三者割当につき課徴金の勧告を監視委が行える除斥期間が既に平成24年には過ぎており、②残る刑事事件としての告発を行うこともできなかつた上、③東京地検特捜部も平成25年初頭には告発を受けないことを決めたこと、などから監視委として調査を終了せざるを得なくなったことが最大の理由と考えております。また、当社は既に国家賠償訴訟において監視委の当該調査が違法であり、また網羅的に押収した資料を理由なく長期間留置し続けていることで極めて大きな損害が当社等に発生しているとして、それらの損害賠償を求めております。このことから、今般の還付は、この損害のさらなる発生を遅まきながら中断させるための回避行動でもあろうかと推測しております。

一方、監視委の行った当該調査によって、当社や関係者がこれまで5年以上に亘り被ってきた、信用低下やそれに起因する業績の悪化、株価への影響などは、到底取り返しができるものではありません。そ

の不当な信用毀損は現在にも及びます。

監視委による調査は当社や監査法人への聴き取りすら行わず、基本的な事実確認もないまま突如行われたものであり、当社や当社株主への社会的悪影響を最大限にするためかとすら思われる軽率なものであります。また調査方法も、任意であること説明せずに、令状なく押収（留置）したり、質問調査に応じた者を不当に長時間拘束するなど、実に違法性を帯びたものでした。複数の押収処分は既に行政訴訟において違法性が認定され、処分の取消判決が確定しております。さらに、当社は関係者と共同で監視委を相手取り国家賠償請求訴訟を提起しており、当該訴訟において、同調査の違法性と、監視委の奢りを糾弾しております。この度の押収物の還付は当該国家賠償請求訴訟の進捗によって監視委が全還付をせざるを得なくなったものとも考えられます。

この度の監視委の強制調査による被害は、監視委自身が功名心からられてスタンドプレーに走った結果と考えております。現在監視委は佐渡委員長の異例の長期政権が続いており、このことが監視委の慢心と自己肥大を招いていることがその原因と我々は考えております。しかし民主主義社会において権力機関とは自己抑制が絶対則であり、これを忘れた現在の監視委は、むしろ日本の証券市場を歪めていると考えざるを得ません。当社は関係者と共に日本の証券市場の正常化のために、全力で勝訴をめざし戦い抜きます。

（当該国家賠償請求訴訟につきましては次のURLをご参照ください。<http://www.showa-holdings.co.jp/ir/irfile/sh20130606.pdf>）

当社グループは、平成27年6月15日に中期経営計画アクセルプラン2015ギア2「加速」を公表しております。これまでこのようなことでご心配をおかけしてきた皆様の為にも一心不乱に事業に邁進し、発表させていただいた中期経営計画を実現することで、皆様のご発展にご協力できればと考えております。

（アクセルプラン2015ギア2「加速」に関しましては、次のURLをご参照ください。<http://www.showa-holdings.co.jp/ir/irfile/sh20150615.pdf>）

最後にこれまで5年以上の長きに亘り、厳しい状況の中、当社グループをご支援いただいていた、株主及び投資家、お取引先の皆様におかれましては、心よりお礼を申し上げます。この厳しい時期に当社を変わず応援し、激励し、共に戦っていただけた方々がおられたことに感動しておりますと共に、心より感謝申し上げます。そのみなさまに事業の結果で報恩することが経営者一同の責務であると心に刻んで参ります。

今後とも当社及び当社グループに関し、ご理解とご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

以上